

昭和二十七年法律第九十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(在外公館の名称及び位置)

第一条 在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(在外職員給与)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という。)には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。

2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定に基づいて支給する。

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第十五条の規定を除く。)の規定に基づいて支給する。

(給与の支払)

第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者に行うことができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

4 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間(当該期間が一年を超えるとき

は、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。)に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間(以下この項並びに第十二条の第三項及び第七項において「一括支給期間」という。)の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合、家賃前払期間

二 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合、次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

(在勤手当)

第五条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じ、能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舍法(昭和二十四年法律第十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者(在外職員を除く。)を伴う在外職員に支給する。

5 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの(以下「年少子女」という。)が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 三歳以上十八歳未満の子

二 十八歳に達した子であつて、就学する学校(外務省令で定める学校を除く。)において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

6 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員(以下「館長代理」という。)に支給する。

7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8 研修員手当は、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者(以下「在外研修員」という。)に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。(調査報告書)

第七条 在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤手当の額の検討のために必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

2 外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)に提示しなければならない。

(在勤手当の額の改訂)

第八条 審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認めるときは、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

(在勤手当の額の改訂又は設定)

第九条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十条第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくは研修員手当の額を改訂する必要を生じた場合又は在外公館の増置に伴つて在勤基本手当の基準額を新たに設定する必要を生じた場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができ。

(戦争等による特別事態の在勤手当)

第九条の二 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員(休暇帰国のため在勤地(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に定める在勤地をいう。以下同じ。)を離れている在外職員を除く。)に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額」とあるのは、「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額(館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額」と、第十八条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは、「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当(その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合)は、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当(当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当)を支給する。

3 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないやむを得ない事情があるとして外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払つた期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前つており当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

4 第一項の指定に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在勤基本手当の支給額)

第十条 在勤基本手当の月額、別表第二に定める基準額(第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴つて設定された基準額を含む。)の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額とする。

2 前項に規定する月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第十一条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

(住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。) 限度額の百分の八十に相当する額
イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)
ロ 子(主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。)

二 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第九条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの限度額の百分の百十に相当する額(配偶者等を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

2 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあってはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあってはその差額を返納させるものとする。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあってはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあってはその差額を返納させるものとする。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

7 在外職員に第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員(当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等又は当該在外職員の相続人)に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。

一 一括支給期間中における当該在外職員に係る住居手当の支給期間の終了(第九条の二第二項の規定により同項に規定する在勤地以外の地を新在勤地とみなされたことによる住居手当の支給期間の終了を除く。) 第四条第四項の規定により一括して支給した額(一括支給期間中に住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第三項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。第三号において「一括支給額」という。)と一括支給期間中に支給されるべき住居手当の月額を合算した額との差額(次号において「返納差額」という。)

二 一括支給期間中における当該在外職員の離職又は死亡 返納差額

三 当該在外職員が一括支給期間中に第九条の二第二項の規定による在勤手当の支給を受け、当該在外職員が旧在勤地で居住していた住宅の家賃人から当該在外職員が前払をした家賃の全部又は一

部の返還を受けたこと(当該一括支給期間の終了後に当該返還を受けた場合を含み、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超過する場合に限る。) 一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額 (配偶者手当の支給額)

第十三条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあっては、当該手当を含む。)の支給額の百分の二十に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第十四条 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日(在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあっては、配偶者となつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

第十五条 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

第十五条の二 子女教育手当の支給額

（子女教育手当の支給額）
一人につき八千円とする。

2 在外職員の子が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が指定する地（以下この項及び第五項において「指定地」という。）に所在する在外公館に勤務する在外職員の子（六歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額を、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。

1 在外職員の子が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の各号及び次条第三項において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第三項において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

二 在外職員の子が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として外務大臣が標準的であると認定する額

ハ 前号ロに規定する額

3 在外職員の子が適当な学校であつて、当該在外職員の子が適当な学校

教育を受けさせることができな地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員の子（本邦を除く。）において学校教育を受けるに相当する額を、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

1 在外職員の子が当該在外公館の所在する地以外に所在する在外公館に勤務するに相当する額を、前項第一号ロに規定する額

2 前二項の場合において、在外職員の子が当該在外公館の所在する地以外に所在する在外公館に勤務するに相当する額を、前項第一号ロに規定する額

3 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の子（六歳未満の年少子女、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額を、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、五万千円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第十五条の三 子女教育手当は、在外職員の子が基本手当の支給期間中において、当該在外職員の子が当該在外公館に勤務するに相当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の子が当該在外公館に勤務するに相当するものとなる場合にあつては、当該在外職員の子が当該在外公館に勤務するに相当するものとなる日（その年少子女がその日の前に帰国

する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日まで）の期間が六十日以内である場合を除く。）にあつては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては、年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 在外職員の子が当該在外公館の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があるとして外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の子が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が外務省令で定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（外務省令で定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

4 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。（館長代理手当の支給額）

第十六条 館長代理手当の支給額は、館長代理手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の十に相当する額とする。ただし、その額と当該在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤基本手当の支給額を超過することができない。

（館長代理手当の支給期間）

第十七条 館長代理手当は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなくなつた日まで支給する。ただし、当該代理期間が六十日未満のときは、この限りでない。（特殊語学手当）

第十八条 特殊語学手当は、政令で定めるところにより、在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の二十をこえない範囲内において政令で定める額を支給する。（研修員手当の支給額）

第十九条 研修員手当の月額を、号の別によつて別表第三に定める額とする。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。（研修員手当の支給期間）

第二十条 研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日から在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため在勤地を出発する日（同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日）の前日まで、支給する。

2 在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。（給与の端数計算）

第二十一条 本邦通貨をもつて定められた在外職員が給与とを外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。2 外国通貨をもつて定められた在外職員が給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。（罰則）

第二十二条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。（国外犯罪）

第二十三条 前条の規定は、国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附則抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
- 3 日本政府在外事務所に置かれる職員の給与に關しこの法律を適用する場合には、当該職員を、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の規定により当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員とみなす。
- 附則（昭和二十七年六月一三法律第一九〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和二十七年二月二五法律第三二四号）抄
この法律は、公布の日から施行し、第八條、第二十二條及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 附則（昭和二十七年二月二六法律第三三二号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
- 2 左に掲げる政令は、廃止する。
- 1 在外公館増置令（昭和二十七年政令第三百三十六号）
二 在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に關する政令（昭和二十七年政令第四百三十八号）
- 附則（昭和二十八年七月二五法律第八四号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和二十九年三月二四法律第一一号）抄
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、在コロンビア及び在イラクの各日本国公使館に關する部分については、政令で定める日から施行する。
- 附則（昭和三十一年四月一日から施行する。）
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 附則（昭和三十三年三月三〇日法律第一一〇号）抄
この法律は、昭和三十三年三月三〇日法律第一一〇号の法律は、在ポーランド及び在チェコス

- ロヴァキアの各大使館に關する部分は、それぞれ、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に關する協定及び日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に關する議定書の効力が同日前に発生しない場合には、当該協定及び議定書の効力の発生の日から施行し、在ドミニカ、在ペルー、在チリ、在キューバ、在ヴェネズエラ及び在コロンビアの各大使館及び各公使館並びに在イエメン及び在リビアの各公使館に關する部分は、それぞれ、昭和三十三年四月一日以後において政令で定める日から施行する。
- 附則（昭和三十三年二月二六法律第一七九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和三十三年二月二二日法律第一七九号）抄
この法律は、アラブ連合共和国の承認の日から施行する。
- 附則（昭和三十三年三月三一日法律第二七号）抄
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 附則（昭和三十四年三月二四日法律第三一号）抄
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、在イラク及び在レバノンの各大使館及び各公使館、在ハンガリー公使館並びに在カサブランカの総領事館及び領事館に關する部分は、それぞれ、昭和三十四年四月一日以後において政令で定める日から施行する。
- 附則（昭和三十五年一月八日法律第二二号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和三十五年三月二八日法律第一二二号）抄
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 附則（昭和三十五年二月二六日法律第一一六三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和三十六年三月三一日法律第一八号）抄
この法律の施行期日は、各在外公館に關する部分につき政令で定める。ただし、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律附則第七項の次に一項を加える改正規定及び同法別表大使館の項に在セネガル日本国大使館に關する

部分を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月二〇日法律第一三三号）抄
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において現に在外公館に勤務する外務公務員につき、改正前の別表による在勤俸の支給額（以下「旧在勤俸額」という。）が改正後の別表による在勤俸の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤俸の支給額は、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤俸額とする。
- 3 在ニカラグア、在ハイティ、在エル・サルヴァドル、在パナマ、在フィンランド、在ルクセンブルグ、在ジョルダン、在リビア及び在チュニジアの各日本国公使館、在プレトリア及び在ダマスカスの各日本国総領事館並びに在ダッカ日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

公使館	在外公館の種類	
	所在国別公使館	又は所在地
ニカラグア	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ハイティ	一、一九、八、七、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
エル・サルヴァドル	一、一九、八、七、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
パナマ	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
フィンランド	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ルクセンブルグ	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ジョルダン	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
リビア	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
チュニジア	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
プレトリア	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ダマスカ	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ダッカ	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八

公使館	在外公館の種類	在勤俸の支給額
ニカラグア	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ハイティ	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
エル・サルヴァドル	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
パナマ	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
フィンランド	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ルクセンブルグ	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ジョルダン	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
リビア	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
チュニジア	一、一九、八、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
プレトリア	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ダマスカ	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八
ダッカ	一、一九、八、七、六、六、五、〇	二、二八、八、四、四、八

五、一八四、七五四、三二三、八八三、四五
四、二八四、八四四、四〇三、九六三、五二
四、九八四、五七四、一五三、七三三、三二
〇、九八四、五七四、一五三、七三三、三二
四、九八四、五七四、一五三、七三三、三二
〇、九八四、五七四、一五三、七三三、三二
五、四九五、〇四四、五八四、一二三、六七
六、八七四、四六四、〇五三、六四三、二四
四、八七四、四六四、〇五三、六四三、二四
二、〇八四、六五四、二二三、八一三、三八
八、八七四、四六四、〇五三、六四三、二四
四、八七四、四六四、〇五三、六四三、二四
二、四、八七四、四六四、〇五三、六四三、二四
五、九〇五、四一四、九二四、四二二、九三
四、二、〇一四、九二四、四二二、九三

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附則 (昭和三八年四月一日法律第七三号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。

附則 (昭和三九年五月一日法律第八〇号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在マラヤ連邦日本国大使館、在シンガポール及び在ソールズベリーの各日本国総領事館に関する部分は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月四日法律第五五号)

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在タンガニイカ大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年四月二六日法律第五八号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリア連邦及び在コンゴ(レオポルドヴィル)の各大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年三月二八日法律第四五号) 抄

この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和四五年二月二一日法律第一二六号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本国大使館、在リオ・デ・ジャネイロ及び在レニングラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち在インドネシア及び在パキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附則 (昭和四六年三月二七日法律第八〇号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 在ミュンヘン日本国総領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第三一號)附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二百六号)附則第一項ただし書に規定する各日本国大使館及び各日本国総領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの、政令で定める日

二 別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴ(キンシャサ)の各日本国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分、昭和四十六年四月一日

改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

附則 (昭和四七年六月一九日法律第七五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バン格拉デシュ、在ブータン、在モンゴル、在トンガ、在ナウル、在モザンビーク、在カタール、在バハレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、在プリンスエドワードアイランドの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。

改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

昭和四十七年三月三十一日において現在在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別表第二による在勤基本手当の支給額をアメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦通貨の額(以下「旧在勤基本手当額」という。)が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。

在ダツカ日本国総領事館並びに在プリンスエドワードアイランドの各日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、在勤手当の種類及び号の別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。

在外公館の名称		在勤基本手当
総領事館	支館	在勤基本手当
1号	2号	3号
4号	5号	6号
7号	8号	9号
10号	11号	12号
13号	14号	15号
16号	17号	18号
19号	20号	21号
22号	23号	24号
25号	26号	27号
28号	29号	30号
31号	32号	33号
34号	35号	36号
37号	38号	39号
40号	41号	42号
43号	44号	45号
46号	47号	48号
49号	50号	51号
52号	53号	54号
55号	56号	57号
58号	59号	60号
61号	62号	63号
64号	65号	66号
67号	68号	69号
70号	71号	72号
73号	74号	75号
76号	77号	78号
79号	80号	81号
82号	83号	84号
85号	86号	87号
88号	89号	90号
91号	92号	93号
94号	95号	96号
97号	98号	99号
100号	101号	102号

在勤基本手当	在勤基本手当	在勤基本手当	在勤基本手当
1円 3角	2円 7角	3円 2角	4円 1角
5円 0角	6円 3角	7円 8角	8円 6角
9円 2角	10円 5角	11円 9角	12円 4角
15円 0角	16円 3角	17円 8角	18円 6角
20円 0角	21円 3角	22円 8角	23円 6角
25円 0角	26円 3角	27円 8角	28円 6角
30円 0角	31円 3角	32円 8角	33円 6角
35円 0角	36円 3角	37円 8角	38円 6角
40円 0角	41円 3角	42円 8角	43円 6角
45円 0角	46円 3角	47円 8角	48円 6角
50円 0角	51円 3角	52円 8角	53円 6角
55円 0角	56円 3角	57円 8角	58円 6角
60円 0角	61円 3角	62円 8角	63円 6角
65円 0角	66円 3角	67円 8角	68円 6角
70円 0角	71円 3角	72円 8角	73円 6角
75円 0角	76円 3角	77円 8角	78円 6角
80円 0角	81円 3角	82円 8角	83円 6角
85円 0角	86円 3角	87円 8角	88円 6角
90円 0角	91円 3角	92円 8角	93円 6角
95円 0角	96円 3角	97円 8角	98円 6角
100円 0角	101円 3角	102円 8角	103円 6角

在ス イス ラエル	在イ ン ドネ シア	在日 本	在日 本	在日 本	在日 本	在日 本	在日 本	在日 本	在日 本	在日 本
1	1	0	0	5	6	0	0	0	0	0
9	9	0	0	0	8	0	0	0	0	0
8	8	0	0	0	2	7	0	0	0	0
6	6	0	0	0	9	5	0	0	0	0
5	5	0	0	5	6	4	0	0	5	0
4	4	0	0	0	7	3	0	0	0	0

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アトランタ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改正規定は昭和四十八年七月一日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定（在中華人民共和国日本国大使館に関する部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。

3 昭和四十八年七月一日に本邦以外の地にある改正後の第十五条の第三項に規定する年少子女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に

到着した日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。

前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な経過措置は、外務省令で定める。

附則（昭和四十九年五月二十七日法律第五十九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十條第一項、第十二條第一項、第二十條の第二項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附則（昭和五〇年六月一〇日法律第三六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附則（昭和五〇年二月一九日法律第八六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年六月五日法律第六〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジェン・パンダン及び在ホラムシヤハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附則（昭和五十一年一月六日法律第八二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年六月一七日法律第七二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及び在セイシエルの各日本国大使館、在ベナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二條及び第十五條の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則（昭和五三年四月一四日法律第二三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シディ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五四年二月二五日法律第七一七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ドミニカ、在ソロモン及び在トウヴァルの各日本国大使館並びに在広州、在ポストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五條の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附則（昭和五五年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年五月二日法律第三二二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンテイグア・バーブダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジツダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジェッダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日法律第七八号）抄

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三一日法律第九二号）抄

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィーの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一三日法律第二三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五條の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二日法律第九七号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四條の次に二条を加える改正規定、第十五條、第十七條、第十九條の二第三項、第十九條の六及び第七、二十二條の見出しの改正規定、同条に一項を加

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則（昭和五七年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンテイグア・バーブダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジツダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジェッダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日法律第七八号）抄

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三一日法律第九二号）抄

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィーの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一三日法律第二三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五條の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二日法律第九七号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四條の次に二条を加える改正規定、第十五條、第十七條、第十九條の二第三項、第十九條の六及び第七、二十二條の見出しの改正規定、同条に一項を加

与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則（昭和五七年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年三月三一日法律第一五五号）抄

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンテイグア・バーブダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジツダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジェッダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日法律第七八号）抄

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三一日法律第九二号）抄

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィーの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年四月一三日法律第二三三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五條の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則（昭和六〇年二月二日法律第九七号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四條の次に二条を加える改正規定、第十五條、第十七條、第十九條の二第三項、第十九條の六及び第七、二十二條の見出しの改正規定、同条に一項を加

える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一條第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

附則 (昭和六一年四月三〇日法律第三九号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六二年三月三一日法律第六号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年五月一七日法律第三五号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附則 (平成元年三月三一日法律第八号)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成二年三月三一日法律第八号)

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エディンバラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年三月三〇日法律第五号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マイアミ及び在ストラスブールの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成三年二月二四日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五條第一項の改正規定、第十一條第四項を削る改正規定、第十三條の四第六項並びに第十九條の二第一項及び第二項の改正規定、第十九條の七を第十九條の八とする改正規定、第十

九條の六の改正規定、同條を第十九條の七とし、第十九條の五を第十九條の六とし、第十九條の四を第十九條の五とし、第十九條の三を第十九條の四とする改正規定、第十九條の二の次に一條を加える改正規定並びに第二十三條第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則 (平成四年三月三一日法律第三号)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及びウィニペグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年三月三一日法律第二号)

この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルンジ、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成六年六月一五日法律第三号)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成六年七月一日法律第八号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成七年三月二三日法律第三号)

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大使館並びに在済州日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年三月三一日法律第二九号)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分、別表第一の三、領事館の表を削る改正規定、別表第一の四、政府代表部の表を削る改正規定、別表第一の三、政府代表部の表とする改正規定、別表第二の三、領事館の表を削る改正規定並びに別表第二の四、政府代表部の表を削る改正規定、別表第二の三、政府代表部の表とする改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年六月四日法律第六号)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年二月一〇日法律第一号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第五条第一項の改正規定(「同じ。」の下に、「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。)、給与法第十九條の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九條の四第二項の改正規定(「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。)、給与法第十九條の七第二項及び第十九條の十の改正規定、同條を給与法第十九條の十一とする改正規定、給与法第十九條の九第一項の改正規定、同條を給与法第十九條の十とし、給与法第十九條の八を給与法第十九條の九とし、給与法第十九條の七の次に一條を加える改正規定並びに給与法第二十三條第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定、平成十年一月一日

この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、「ボン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、「ボン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成十一年三月三一日法律第六号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成十一年二月二日法律第一六〇号)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定、公布の日

附則 (平成十二年三月三一日法律第三号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則 (平成十三年三月三一日法律第一五号)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年三月三一日法律第七号)

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附則 (平成十五年三月三一日法律第四号)

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び

位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ日本国総領事館に関する部分及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合を除く（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月三十一日法律第六号）
この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマティ」を「アスタナ」に改める部分並びに在重慶、在カンザシステイ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分、政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日法律第一号）
この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年三月三十一日法律第一号）
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月二一日法律第三号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第九号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四号）
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レンプエ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第九号）
この法律は、公布の日から施行する。

与に関する法律（以下「新法」という。）第六條第五項、第十二条第二項、第十二条の二第五項及び第六項、第十五条の二第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）
平成二十年三月三十一日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六條第五項の規定を適用したならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧法下の年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用したならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下の年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

4 平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいづれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六條第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下の年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

附則（平成二二年三月三十一日法律第七号）
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レンプエ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日法律第四号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第九号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月二二日法律第一号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち一 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日法律第三号）
この法律は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年四月二七日法律第二号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年九月五日法律第七〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月一四日法律第四二号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

与に関する法律別表第二の規定（一）総領事館の表中南米の項中在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一 大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「ブルジョア」とする。

附則（平成二八年三月三〇日法律第一〇号）
この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二 総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日法律第七号）
この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第二号）
この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日法律第七号）
この法律は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第一〇号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日法律第六号）
この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日法律第五号）
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち三 政府代表部の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

別表第一 在外公館の名称及び位置（第一条関係）

地域	名称	位置	
		国名	地名
アジア	在インド日本国大使館	インド	ニューデリー
	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ
	在カンボジア日本国大使館	カンボジア	プノンペン
	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	シンガポール
	在スリランカ日本国大使館	スリランカ	コロンボ
	在タイ日本国大使館	タイ	バンコク
	在大韓民国日本国大使館	大韓民国	ソウル
	在中華人民共和国日本国大使館	中華人民共和国	北京
	在ネパール日本国大使館	ネパール	カトマンズ
	在パキスタン日本国大使館	パキスタン	イスラマバード
	在バングラデシュ日本国大使館	バングラデシュ	ダッカ
	在東ティモール日本国大使館	東ティモール	デイレ
	在フィリピン日本国大使館	フィリピン	マニラ
	在ブータン日本国大使館	ブータン	ティンブプ
	在ブルネイ日本国大使館	ブルネイ	バンダルリブ
在ベトナム日本国大使館	ベトナム	ハノイ	
在マレーシア日本国大使館	マレーシア	クアラルンプール	
在ミャンマー日本国大使館	ミャンマー	ヤンゴン	

大洋州		米北		米南中	
在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	キャンベラ	在アメリカ合衆国日本国大使館	アメリカ合衆国	ワシントン
在キリバス日本国大使館	キリバス	タラワ	在アルゼンチン日本国大使館	アルゼンチン	ブエノスアイレス
在クック島日本国大使館	クック	アバルア	在アンティグア・バーブーダ日本国大使館	アンティグア・バーブーダ	セントジョージ
在サモア日本国大使館	サモア	ホニアラ	在ウルグアイ日本国大使館	ウルグアイ	モンテビデオ
在ソロモン日本国大使館	ソロモン	フナフテ			
在ツバル日本国大使館	ツバル	イヌア			
在トンガ日本国大使館	トンガ	ヌクアロファ			
在ナウル日本国大使館	ナウル	アロフィ			
在ニウエ日本国大使館	ニウエ	ウエリン			
在ニュージージーランド日本国大使館	ニュージージーランド	ポートビクトリア			
在バヌアツ日本国大使館	バヌアツ	ポートビクトリア			
在パプアニューギニア日本国大使館	パプアニューギニア	ポートモレスビー			
在パラオ日本国大使館	パラオ	コロール			
在フィジー日本国大使館	フィジー	スバ			
在マーシャル日本国大使館	マーシャル	マジュロ			
在ミクロネシア日本国大使館	ミクロネシア	コロニア			
在アメリカ合衆国日本国大使館	アメリカ合衆国	ワシントン			
在カナダ日本国大使館	カナダ	オタワ			

在エクアドル日本国大使館	エクアドル	エクスアドル	在ドミニカ共和国日本国大使館	ドミニカ共和国	サンクトドミンゴ
在エルサルバドル日本国大使館	エルサルバドル	サンサルバドル	在トリニダード・トバゴ日本国大使館	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン
在ガイアナ日本国大使館	ガイアナ	ジョージタウン	在ニカラグア日本国大使館	ニカラグア	マナグア
在キューバ日本国大使館	キューバ	ハバナ	在ハイチ日本国大使館	ハイチ	ポルトープランス
在グアテマラ日本国大使館	グアテマラ	グアテマラ	在パナマ日本国大使館	パナマ	パナマ
在グレナダ日本国大使館	グレナダ	セントジョージズ	在バハマ日本国大使館	バハマ	ナッソー
在コスタリカ日本国大使館	コスタリカ	サンホセ	在パラグアイ日本国大使館	パラグアイ	アスンシオン
在コロンビア日本国大使館	コロンビア	ボゴタ			
在ジャマイカ日本国大使館	ジャマイカ	キングストン			
在スリナム日本国大使館	スリナム	パラマリボ			
在セントクリストファー・ネイビス日本国大使館	セントクリストファー・ネイビス	バセター			
在セントビンセント・グレナダ日本国大使館	セントビンセント・グレナダ	キングストン			
在セントルシア日本国大使館	セントルシア	カスター			
在チリ日本国大使館	チリ	サンティアゴ			
在ドミニカ日本国大使館	ドミニカ	ロゾー			
在ウズベキスタン日本国大使館	ウズベキスタン	タシケント			
在英国日本国大使館	英国	ロンドン			
在エストニア日本国大使館	エストニア	タリン			
在オーストリア日本国大使館	オーストリア	ウィーン			
在オランダ日本国大使館	オランダ	ハーグ			
在カザフスタン日本国大使館	カザフスタン	アスタナ			
在北マケドニア日本国大使館	北マケドニア	スコピエ			
在キプロス日本国大使館	キプロス	ニコシア			

欧州		
在バルバドス日本国大使館	バルバドス	ブリッジタウン
在ブラジル日本国大使館	ブラジル	ブラジリア
在ベネズエラ日本国大使館	ベネズエラ	カラカス
在ペリウ日本国大使館	ペリウ	ベルモバ
在ペルー日本国大使館	ペルー	リマ
在ボリビア日本国大使館	ボリビア	ラパス
在ホンジュラス日本国大使館	ホンジュラス	テグシガルパ
在メキシコ日本国大使館	メキシコ	メキシコ
在アイスランド日本国大使館	アイスランド	レイキャビク
在アイルランド日本国大使館	アイルランド	ダブリン
在アゼルバイジャン日本国大使館	アゼルバイジャン	バクー
在アルバニア日本国大使館	アルバニア	ティラナ
在アルメニア日本国大使館	アルメニア	エレバン
在アンドラ日本国大使館	アンドラ	アンドララベリヤ
在イタリア日本国大使館	イタリア	ローマ
在ウクライナ日本国大使館	ウクライナ	キーウ
在ウズベキスタン日本国大使館	ウズベキスタン	タシケント
在英国日本国大使館	英国	ロンドン
在エストニア日本国大使館	エストニア	タリン
在オーストリア日本国大使館	オーストリア	ウィーン
在オランダ日本国大使館	オランダ	ハーグ
在カザフスタン日本国大使館	カザフスタン	アスタナ
在北マケドニア日本国大使館	北マケドニア	スコピエ
在キプロス日本国大使館	キプロス	ニコシア

在ギリシャ日本国大使館	ギリシャ	アテネ
在キルギス日本国大使館	キルギス	ビシュケク
在クロアチア日本国大使館	クロアチア	ザグレブ
在コソボ日本国大使館	コソボ	プリシュティナ
在サンマリノ日本国大使館	サンマリノ	サンマリノ
在ジョージア日本国大使館	ジョージア	トビリシ
在スイス日本国大使館	スイス	ベルン
在スウェーデン日本国大使館	スウェーデン	ストックホルム
在スペイン日本国大使館	スペイン	マドリッド
在スロバキア日本国大使館	スロバキア	ブラチスラバ
在スロベニア日本国大使館	スロベニア	リュブリャナ
在セルビア日本国大使館	セルビア	ベオグラード
在タジキスタン日本国大使館	タジキスタン	ドゥシャンベ
在チェコ日本国大使館	チェコ	プラハ
在デンマーク日本国大使館	デンマーク	コペンハーゲン
在ドイツ日本国大使館	ドイツ	ベルリン
在トルクメニスタン日本国大使館	トルクメニスタン	アシガバット
在ノルウェー日本国大使館	ノルウェー	オスロ
在バチカン日本国大使館	バチカン	
在ハンガリー日本国大使館	ハンガリー	ブダペスト
在フィンランド日本国大使館	フィンランド	ヘルシンキ
在フランス日本国大使館	フランス	パリ
在ブルガリア日本国大使館	ブルガリア	ソフィア
在ベラルーシ日本国大使館	ベラルーシ	ミンスク
在ベルギー日本国大使館	ベルギー	ブリュッセル
在ポーランド日本国大使館	ポーランド	ワルシャワ
在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ
在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル	リスボン
在マルタ日本国大使館	マルタ	パレッタ
在モナコ日本国大使館	モナコ	モナコ
在モルドバ日本国大使館	モルドバ	キシナウ
在モンテネグロ日本国大使館	モンテネグロ	ポドゴリツァ
在ラトビア日本国大使館	ラトビア	リガ
在リトアニア日本国大使館	リトアニア	ビリニュス
在リヒテンシュタイン日本国大使館	リヒテンシュタイン	ファアドー
在ルーマニア日本国大使館	ルーマニア	ブカレスト
在ルクセンブルク日本国大使館	ルクセンブルク	ブルクセン
在ロシア日本国大使館	ロシア	モスクワ
在アフガニスタン日本国大使館	アフガニスタン	カブール
在アラブ首長国連邦日本国大使館	アラブ首長国連邦	アブダビ
在イエメン日本国大使館	イエメン	サヌア
在イスラエル日本国大使館	イスラエル	テルアビブ
在イラク日本国大使館	イラク	バグダッド
在イラン日本国大使館	イラン	テヘラン
在オマーン日本国大使館	オマーン	マスカット
在カタール日本国大使館	カタール	ドーハ
在クウェート日本国大使館	クウェート	クウェート
在サウジアラビア日本国大使館	サウジアラビア	リヤド
在シリア日本国大使館	シリア	ダマスカス
在トルコ日本国大使館	トルコ	アンカラ
在バーレーン日本国大使館	バーレーン	マナーマ
在ヨルダン日本国大使館	ヨルダン	アンマン
在レバノン日本国大使館	レバノン	ベイルート
在アルジェリア日本国大使館	アルジェリア	アルジェ
在アンゴラ日本国大使館	アンゴラ	ルアンダ
在ウガンダ日本国大使館	ウガンダ	カンパラ
在エジプト日本国大使館	エジプト	カイロ
在エスワティニ日本国大使館	エスワティニ	ムババネ
在エチオピア日本国大使館	エチオピア	アディスアベバ
在エリトリア日本国大使館	エリトリア	アスマラ
在ガーナ日本国大使館	ガーナ	アクラ
在カーボベルデ日本国大使館	カーボベルデ	ブラヤ
在ガボン日本国大使館	ガボン	リブールビル
在カメルーン日本国大使館	カメルーン	ヤウンデ
在ガンビア日本国大使館	ガンビア	バンジュール
在ギニア日本国大使館	ギニア	コナクリ
在ギニアビサウ日本国大使館	ギニアビサウ	ビサウ
在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ
在コートジボワール日本国大使館	コートジボワール	アビジャ
在コモロ日本国大使館	コモロ	モロニ
在コンゴ共和国日本国大使館	コンゴ共和国	ブラザビ
在コンゴ民主共和国日本国大使館	コンゴ民主共和国	キンシャサ
在サントメ・プリンシペ日本国大使館	サントメ・プリンシペ	ルサカ
在ザンビア日本国大使館	ザンビア	ルサカ
在シエラレオネ日本国大使館	シエラレオネ	フリータ
在ジブチ日本国大使館	ジブチ	ジブチ
在ジンバブエ日本国大使館	ジンバブエ	ハラレ
在スーダン日本国大使館	スーダン	ハルツーム
在セーシェル日本国大使館	セーシェル	ビクトリア
在赤道ギニア日本国大使館	赤道ギニア	マラボ
在セネガル日本国大使館	セネガル	ダカール
在ソマリア日本国大使館	ソマリア	モガディシオ
在タンザニア日本国大使館	タンザニア	ダルエスサラーム
在チャド日本国大使館	チャド	ウンジャメナ
在中央アフリカ日本国大使館	中央アフリカ	バンギ
在チュニジア日本国大使館	チュニジア	チュニス
在トーゴ日本国大使館	トーゴ	ロメ
在ナイジェリア日本国大使館	ナイジェリア	アブジャ
在ナミビア日本国大使館	ナミビア	ウィントフック
在ニジェール日本国大使館	ニジェール	ニアメ
在ブルキナファソ日本国大使館	ブルキナファソ	ワガドゥ
在ブルンジ日本国大使館	ブルンジ	ブジュン
在ベナン日本国大使館	ベナン	コトヌ
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ	ハボロー
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル	アンタナナリボ
在マラウイ日本国大使館	マラウイ	リロンゲ
在マリ日本国大使館	マリ	バマコ

タイ	カラス ンリ	ガシ ルボン	アボカ ジン	シドイ アネン	アジア ドイン	地域 所在 別館	別表第一 在勤基本 手当の基 準額(第十 条関係)
57000	'006000	'058000	'037000	'096000	'077円	大使館	アフリカ連 合日本政府 エチオピア アベバ
46000	'085000	'067000	'007000	'085000	'007円	公使館	
95008	'845006	'807000	'856000	'545000	'466円	特号	
65009	'825003	'086007	'336000	'425008	'146円	号1	
35000	'994008	'736002	'795005	'294006	'806円	号2	
74001	'944009	'665004	'635000	'044002	'355円	号3	
14002	'993000	'694006	'574005	'783008	'794円	号4	
53004	'943002	'524008	'414000	'533004	'244円	号5	
03005	'903005	'863002	'663000	'392001	'893円	号6	
82005	'982001	'043008	'143000	'272009	'573円	号7	
62006	'962008	'113005	'713000	'152008	'353円	号8	
32007	'942005	'382002	'392000	'032006	'133円	号9	

イ東 ルモテ	ユデグ バシラン	ンスパ タキ	ネ ルパ	国共人 和民華	中 民 華	大 韓 国
'008000	'018000	'057000	'017000	'010	'1000	'018000
'087000	'087000	'007000	'096	000	'018000	'086000
'837009	'347003	'566001	'856	008	'157001	'636004
'517009	'027007	'646008	'736	005	'227007	'016006
'976005	'686008	'816003	'706	006	'876005	'275000
'026001	'926003	'275005	'655	004	'506009	'805007
'265007	'175008	'525007	'505	002	'235003	'544004
'305003	'415003	'974009	'454	001	'954007	'183000
'654004	'864001	'244002	'414	005	'004008	'033006
'234005	'544005	'324009	'393	002	'173003	'503008
'904005	'224009	'404006	'373	000	'243009	'972001
'583006	'993003	'683003	'353	007	'213005	'452004

ンミ マヤ	ア シレ	ナ ムト	ネ イル	タ ン	ン リフ ビイ
000	'017000	'046000	'046000	'037000	'096000
000	'096000	'085000	'085000	'046000	'007000
006	'746001	'145008	'145003	'595000	'466005
003	'526005	'915009	'025004	'175008	'146005
009	'195000	'784006	'984007	'535006	'806000
001	'635009	'234004	'734002	'674002	'355004
003	'084008	'873002	'583007	'614008	'794009
006	'424007	'423001	'333002	'753004	'244003
000	'083004	'182003	'192005	'903001	'893003
007	'753007	'952004	'072007	'582009	'573002
004	'533001	'832006	'942009	'162008	'353002
001	'313005	'612007	'822001	'832006	'133002

アサ モ	ク ッ	バ スリ	州洋大 アラ スオ リト	ス ラ オ	ゴ モ ル ン	ブ デ モ イル
'057000	'086000	'038000	'096	000	'066000	'017000
'037000	'056000	'018000	'026	000	'046000	'086000
'286006	'806001	'267005	'775	005	'406000	'746005
'756003	'485006	'737004	'455	007	'285005	'526008
'916008	'745009	'007008	'915	001	'055003	'395002
'555009	'684007	'936000	'264	006	'594006	'935008
'294000	'624005	'875003	'404	002	'144009	'584005
'924002	'563003	'715005	'643	007	'683002	'234001
'873005	'613003	'864003	'003	001	'343002	'983006
'353001	'292008	'344002	'772	004	'123008	'763009
'823008	'762003	'914001	'452	006	'992003	'643001
'303005	'342009	'493000	'132	008	'772008	'423004

	ン ド	丨 ラ	丨 ジ	ニ ユ	エ ウ	ニ ウ	ル ウ	ナ ウ	ガ ン	ト ン	ル バ	ツ バ	モ ン	ソ ロ
0 0 0	'	0	8	6	0	0	0	'	0	5	6	0	0	0
0 0 0	'	0	5	6	0	0	0	'	0	3	6	0	0	0
0 0 6	'	8	0	6	0	0	6	'	8	9	6	0	0	8
0 0 3	'	4	8	5	0	0	3	'	4	6	5	0	0	7
0 0 8	'	7	4	5	0	0	1	'	0	3	5	0	0	2
0 0 9	'	6	8	4	0	0	4	'	3	7	4	0	0	4
0 0 0	'	6	2	4	0	0	7	'	6	1	4	0	0	6
0 0 2	'	5	6	3	0	0	1	'	0	6	3	0	0	8
0 0 5	'	6	1	3	0	0	7	'	4	1	3	0	0	2
0 0 1	'	2	9	2	0	0	0	'	2	9	2	0	0	8
0 0 8	'	7	6	2	0	0	4	'	9	6	2	0	0	5
0 0 5	'	3	4	2	0	0	7	'	6	4	2	0	0	2

米北 国合 衆カ メ	シ ア ネ ク	ル シ マ ヤ 丨	ジ フ 丨 イ	オ パ ラ	ア ギ ユ ニ 丨 ニ ブ	ア パ ツ ヌ
0 1 ' 1	0 0 0	' 0 0 8 0 0 0	' 0 8 8 0 0 0	' 0 5 6 0 0 0	' 0 9 7 0 0 0	' 0 7 8 0 0 0
' 0 3 8	0 0 0	' 0 7 7 0 0 0	' 0 5 8 0 0 0	' 0 3 6 0 0 0	' 0 7 7 0 0 0	' 0 4 8 0 0 0
' 0 7 7	0 0 5	' 2 2 7 0 0 9	' 9 9 7 0 0 8	' 6 8 5 0 0 6	' 4 1 7 0 0 1	' 8 9 7 0 0 4
' 9 3 7	0 0 6	' 5 9 6 0 0 5	' 1 7 7 0 0 1	' 4 6 5 0 0 8	' 6 8 6 0 0 2	' 2 7 7 0 0 6
' 3 9 6	0 0 3	' 5 5 6 0 0 9	' 8 2 7 0 0 1	' 0 3 5 0 0 2	' 5 4 6 0 0 3	' 3 3 7 0 0 0
' 6 1 6	0 0 0	' 8 8 5 0 0 9	' 7 5 6 0 0 4	' 3 7 4 0 0 7	' 5 7 5 0 0 5	' 8 6 6 0 0 7
' 9 3 5	0 0 8	' 0 2 5 0 0 9	' 6 8 5 0 0 7	' 6 1 4 0 0 2	' 6 0 5 0 0 7	' 3 0 6 0 0 4
' 2 6 4	0 0 5	' 3 5 4 0 0 9	' 5 1 5 0 0 1	' 0 6 3 0 0 8	' 6 3 4 0 0 9	' 8 3 5 0 0 0
' 0 0 4	0 0 7	' 9 9 3 0 0 1	' 9 5 4 0 0 7	' 4 1 3 0 0 2	' 1 8 3 0 0 0	' 7 8 4 0 0 6
' 9 6 3	0 0 8	' 2 7 3 0 0 7	' 0 3 4 0 0 0	' 2 9 2 0 0 4	' 3 5 3 0 0 1	' 1 6 4 0 0 8
' 8 3 3	0 0 9	' 5 4 3 0 0 3	' 2 0 4 0 0 4	' 9 6 2 0 0 6	' 5 2 3 0 0 2	' 5 3 4 0 0 1
' 8 0 3	0 0 0	' 9 1 3 0 0 0	' 4 7 3 0 0 7	' 6 4 2 0 0 9	' 7 9 2 0 0 3	' 9 0 4 0 0 4

ル バ サ エ ド ル ル	ル ア エ ド ク	イ グ ウ ダ ブ バ ア グ テ ア ア ル 丨 丨 ・ イ ン	米南中 チ ゼ ア ン ル	ダ カ ナ
0 ' 0 6 7 0 0 0	' 0 7 7 0 0 0	' 0 8 7 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 0 7
0 ' 0 3 7 0 0 0	' 0 4 7 0 0 0	' 0 5 7 0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 8 6
0 ' 9 8 6 0 0 8	' 7 9 6 0 0 8	' 6 9 6 0 0 9	' 9 5 6 0 0 6	' 0 3 6
0 ' 5 6 6 0 0 8	' 1 7 6 0 0 9	' 8 6 6 0 0 5	' 5 3 6 0 0 4	' 5 0 6
1 ' 9 2 6 0 0 0	' 3 3 6 0 0 1	' 7 2 6 0 0 9	' 8 9 5 0 0 6	' 7 6 5
2 ' 9 6 5 0 0 2	' 8 6 5 0 0 4	' 7 5 5 0 0 9	' 7 3 5 0 0 5	' 4 0 5
3 ' 9 0 5 0 0 4	' 3 0 5 0 0 7	' 7 8 4 0 0 9	' 6 7 4 0 0 4	' 1 4 4
4 ' 9 4 4 0 0 7	' 8 3 4 0 0 1	' 8 1 4 0 0 9	' 5 1 4 0 0 4	' 8 7 3
5 ' 1 0 4 0 0 8	' 6 8 3 0 0 3	' 2 6 3 0 0 1	' 7 6 3 0 0 9	' 7 2 3
5 ' 7 7 3 0 0 9	' 0 6 3 0 0 4	' 4 3 3 0 0 7	' 2 4 3 0 0 7	' 2 0 3
6 ' 3 5 3 0 0 0	' 5 3 3 0 0 6	' 6 0 3 0 0 3	' 8 1 3 0 0 5	' 7 7 2
6 ' 9 2 3 0 0 1	' 9 0 3 0 0 7	' 8 7 2 0 0 0	' 4 9 2 0 0 3	' 2 5 2

ア ン コ ビ ロ	カ タ コ リ ス	ナ グ ダ レ	ラ テ グ マ ア	丨 キ バ ユ	ア ガ ナ イ									
0 0 0	'	0	1	7	0	0	0	'	0	3	7	0	0	0
0 0 0	'	0	8	6	0	0	0	'	0	0	7	0	0	0
0 0 9	'	9	3	6	0	0	4	'	7	3	6	0	0	9
0 0 9	'	7	1	6	0	0	7	'	2	1	6	0	0	5
0 0 9	'	4	8	5	0	0	6	'	5	7	5	0	0	9
0 0 9	'	9	2	5	0	0	9	'	3	1	5	0	0	9
0 0 9	'	4	7	4	0	0	2	'	2	5	4	0	0	9
0 0 9	'	9	1	4	0	0	4	'	0	9	3	0	0	9
0 0 9	'	5	7	3	0	0	0	'	1	4	3	0	0	1
0 0 9	'	3	5	3	0	0	3	'	6	1	3	0	0	7
0 0 9	'	1	3	3	0	0	6	'	1	9	2	0	0	3
0 0 0	'	0	1	3	0	0	0	'	7	6	2	0	0	0
0 0 0	'	0	1	7	0	0	0	'	0	3	7	0	0	0
0 0 0	'	0	8	6	0	0	0	'	0	0	7	0	0	0
0 0 9	'	9	3	6	0	0	4	'	9	5	6	0	0	3
0 0 9	'	7	1	6	0	0	7	'	5	3	6	0	0	0
0 0 9	'	4	8	5	0	0	6	'	8	9	5	0	0	0
0 0 9	'	9	2	5	0	0	9	'	7	3	5	0	0	8
0 0 9	'	4	7	4	0	0	2	'	5	3	6	0	0	2
0 0 9	'	9	1	4	0	0	4	'	9	9	4	0	0	2
0 0 9	'	5	7	3	0	0	0	'	4	4	4	0	0	1
0 0 9	'	3	5	3	0	0	3	'	7	1	4	0	0	1
0 0 9	'	1	3	3	0	0	6	'	4	1	4	0	0	3
0 0 0	'	0	1	3	0	0	0	'	7	6	2	0	0	0
0 0 0	'	0	1	7	0	0	0	'	0	3	7	0	0	0
0 0 0	'	0	8	6	0	0	0	'	0	0	7	0	0	0
0 0 9	'	9	3	6	0	0	4	'	9	5	6	0	0	9
0 0 9	'	7	1	6	0	0	7	'	2	1	6	0	0	5
0 0 9	'	4	8	5	0	0	6	'	5	7	5	0	0	9
0 0 9	'	9	2	5	0	0	9	'	3	1	5	0	0	9
0 0 9	'	4	7	4	0	0	2	'	2	5	4	0	0	9
0 0 9	'	9	1	4	0	0	4	'	0	9	3	0	0	9
0 0 9	'	5	7	3	0	0	0	'	1	4	3	0	0	1
0 0 9	'	3	5	3	0	0	3	'	6	1	3	0	0	7
0 0 9	'	1	3	3	0	0	6	'	1	9	2	0	0	3
0 0 0	'	0	1	3	0	0	0	'	7	6	2	0	0	0

ニド カミ	チ リ	シトセ アルン	ントセ ビン	ビス ネー	アト リス	トセ クン	ナ ム	カ マ	ジ ヤ
0 3 7 0 0 0	' 0 9 6 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 3 7	0 0 0	' 0 3 7	0 0 0	' 0 3 7	0 0 0	' 0 2 7
0 0 7 0 0 0	' 0 7 6 0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 0 7	0 0 0	' 0 0 7	0 0 0	' 0 0 7	0 0 0	' 0 0 7
9 5 6 0 0 3	' 4 2 6 0 0 9	' 9 5 6 0 0 9	' 9 5 6	0 0 9	' 9 5 6	0 0 9	' 9 5 6	0 0 5	' 4 5 6
5 3 6 0 0 3	' 9 9 5 0 0 5	' 5 3 6 0 0 5	' 5 3 6	0 0 5	' 5 3 6	0 0 5	' 5 3 6	0 0 3	' 0 3 6
8 9 5 0 0 8	' 1 6 5 0 0 9	' 8 9 5 0 0 9	' 8 9 5	0 0 9	' 8 9 5	0 0 9	' 8 9 5	0 0 1	' 4 9 5
7 3 5 0 0 4	' 9 9 4 0 0 9	' 7 3 5 0 0 9	' 7 3 5	0 0 9	' 7 3 5	0 0 9	' 7 3 5	0 0 6	' 3 3 5
6 7 4 0 0 0	' 7 3 4 0 0 9	' 6 7 4 0 0 9	' 6 7 4	0 0 9	' 6 7 4	0 0 9	' 6 7 4	0 0 2	' 3 7 4
5 1 4 0 0 6	' 4 7 3 0 0 9	' 5 1 4 0 0 9	' 5 1 4	0 0 9	' 5 1 4	0 0 9	' 5 1 4	0 0 7	' 2 1 4
7 6 3 0 0 6	' 4 2 3 0 0 1	' 7 6 3 0 0 1	' 7 6 3	0 0 1	' 7 6 3	0 0 1	' 7 6 3	0 0 3	' 4 6 3
2 4 3 0 0 6	' 9 9 2 0 0 7	' 2 4 3 0 0 7	' 2 4 3	0 0 7	' 2 4 3	0 0 7	' 2 4 3	0 0 2	' 0 4 3
8 1 3 0 0 7	' 4 7 2 0 0 3	' 8 1 3 0 0 3	' 8 1 3	0 0 3	' 8 1 3	0 0 3	' 8 1 3	0 0 0	' 6 1 3
4 9 2 0 0 7	' 9 4 2 0 0 0	' 4 9 2 0 0 0	' 4 9 2	0 0 0	' 4 9 2	0 0 0	' 4 9 2	0 0 8	' 1 9 2

マバ ハ	マバ ナ	チハ イ	アラ グカ	ゴトド バ・	ド ダリ	ニト ダリ	国共 和	ニド カミ
0 0 0	' 0 2 7 0 0 0	' 0 7 6 0 0 0	' 0 7 9 0 0 0	' 0 6 7 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 7 7 0 0 0	' 0 0 0
0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 5 6 0 0 0	' 0 4 9 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 5 7 0 0 0	' 0 0 0
0 0 5	' 4 5 6 0 0 4	' 3 0 6 0 0 6	' 5 9 8 0 0 4	' 5 9 6 0 0 9	' 9 5 6 0 0 0	' 9 5 6 0 0 0	' 6 0 7 0 0 9	' 0 0 0
0 0 3	' 0 3 6 0 0 0	' 0 8 5 0 0 0	' 9 6 8 0 0 6	' 3 7 6 0 0 5	' 5 3 6 0 0 4	' 5 3 6 0 0 4	' 1 8 6 0 0 5	' 0 0 0
0 0 1	' 4 9 5 0 0 0	' 5 4 5 0 0 1	' 9 2 8 0 0 8	' 0 4 6 0 0 9	' 8 9 5 0 0 4	' 8 9 5 0 0 4	' 4 4 6 0 0 9	' 0 0 0
0 0 6	' 3 3 5 0 0 7	' 6 8 4 0 0 5	' 2 6 7 0 0 3	' 6 8 5 0 0 9	' 7 3 5 0 0 8	' 7 3 5 0 0 8	' 2 8 5 0 0 9	' 0 0 0
0 0 2	' 3 7 4 0 0 4	' 8 2 4 0 0 9	' 5 9 6 0 0 8	' 1 3 5 0 0 9	' 6 7 4 0 0 2	' 6 7 4 0 0 2	' 1 2 5 0 0 9	' 0 0 0
0 0 7	' 2 1 4 0 0 0	' 0 7 3 0 0 4	' 9 2 6 0 0 2	' 7 7 4 0 0 9	' 5 1 4 0 0 6	' 5 1 4 0 0 6	' 9 5 4 0 0 9	' 0 0 0
0 0 3	' 4 6 3 0 0 4	' 3 2 3 0 0 1	' 6 7 5 0 0 6	' 3 3 4 0 0 1	' 7 6 3 0 0 3	' 7 6 3 0 0 3	' 0 1 4 0 0 1	' 0 0 0
0 0 2	' 0 4 3 0 0 0	' 0 0 3 0 0 5	' 9 4 5 0 0 8	' 1 1 4 0 0 7	' 2 4 3 0 0 7	' 2 4 3 0 0 7	' 5 8 3 0 0 7	' 0 0 0
0 0 0	' 6 1 3 0 0 7	' 6 7 2 0 0 9	' 2 2 5 0 0 0	' 0 9 3 0 0 3	' 8 1 3 0 0 0	' 8 1 3 0 0 0	' 1 6 3 0 0 3	' 0 0 0
0 0 8	' 1 9 2 0 0 4	' 3 5 2 0 0 3	' 6 9 4 0 0 2	' 8 6 3 0 0 0	' 4 9 2 0 0 4	' 4 9 2 0 0 4	' 6 3 3 0 0 0	' 0 0 0

ビボ アリ	丨ベ ル	丨ベ ズリ	ラズベ エネ	ジブ ルラ	スババ ドル	イグバ アラ	
9 7 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 3 7 0 0 0	' 0 0 1	' 1 0 0 0	' 0 8 6 0 0 0	' 0 1 9 0 0 0	' 0 6 6
7 7 0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 0 7 0 0 0	' 0 7 0	' 1 0 0 0	' 0 6 6 0 0 0	' 0 8 8 0 0 0	' 0 4 6
3 7 0 0 4	' 0 6 6 0 0 6	' 0 6 6 0 0 4	' 7 0 0	' 1 0 0 0	' 7 1 6 0 0 4	' 3 2 8 0 0 0	' 3 0 6
0 7 0 0 0	' 6 3 6 0 0 2	' 6 3 6	0 0 2	' 3 7 9 0 0 1	' 3 9 5 0 0 4	' 2 9 7 0 0 9	' 0 8 5
7 6 0 0 3	' 9 9 5 0 0 6	' 9 9 5	0 0 0	' 2 2 9 0 0 3	' 7 5 5 0 0 0	' 6 4 7 0 0 7	' 7 4 5
1 6 0 0 3	' 8 3 5 0 0 5	' 8 3 5	0 0 7	' 6 3 8 0 0 6	' 7 9 4 0 0 7	' 8 6 6 0 0 4	' 2 9 4
6 5 0 0 3	' 7 7 4 0 0 4	' 7 7 4	0 0 4	' 1 5 7 0 0 9	' 7 3 4 0 0 4	' 1 9 5 0 0 1	' 7 3 4
0 5 0 0 2	' 6 1 4 0 0 4	' 6 1 4	0 0 1	' 6 6 6 0 0 2	' 8 7 3 0 0 0	' 4 1 5 0 0 8	' 1 8 3
6 4 0 0 4	' 7 6 3 0 0 5	' 7 6 3	0 0 8	' 7 9 5 0 0 4	' 0 3 3 0 0 2	' 2 5 4 0 0 6	' 7 3 3
3 4 0 0 0	' 3 4 3 0 0 1	' 3 4 3	0 0 7	' 3 6 5 0 0 6	' 6 0 3 0 0 2	' 1 2 4 0 0 4	' 5 1 3
1 4 0 0 6	' 8 1 3 0 0 7	' 8 1 3	0 0 5	' 9 2 5 0 0 7	' 2 8 2 0 0 3	' 0 9 3 0 0 3	' 3 9 2
9 3 0 0 2	' 4 9 2 0 0 3	' 4 9 2	0 0 4	' 5 9 4 0 0 8	' 8 5 2 0 0 4	' 9 5 3 0 0 2	' 1 7 2

アバア ニル	ヤイル ンジバゼ	ンルア ドライ	州 ニス ア ンド ライ	シメ コ キ	ラジ ホ ス ユン			
0	' 0 7 6 0 0 0	' 0 2 6 0 0 0	' 0 8 6 0 0 0	' 0 6 7	0 0 0	' 0 4 7 0 0 0	' 0 9 7 0 0 0	' 0
0	' 0 4 6 0 0 0	' 0 0 6 0 0 0	' 0 5 6 0 0 0	' 0 3 7	0 0 0	' 0 1 7 0 0 0	' 0 6 7 0 0 0	' 0
5	' 4 0 6 0 0 3	' 7 5 5 0 0 9	' 8 0 6 0 0 9	' 3 8 6	0 0 6	' 7 6 6 0 0 9	' 1 2 7 0 0 6	' 1
3	' 2 8 5 0 0 8	' 5 3 5 0 0 5	' 4 8 5 0 0 5	' 6 5 6	0 0 7	' 1 4 6 0 0 0	' 9 9 6 0 0 2	' 9
1	' 9 4 5 0 0 5	' 3 0 5 0 0 0	' 8 4 5 0 0 5	' 5 1 6	0 0 9	' 2 0 6 0 0 7	' 4 6 6 0 0 5	' 5
6	' 3 9 4 0 0 8	' 9 4 4 0 0 1	' 7 8 4 0 0 1	' 7 4 5	0 0 1	' 8 3 5 0 0 5	' 7 0 6 0 0 3	' 9
2	' 8 3 4 0 0 1	' 6 9 3 0 0 2	' 6 2 4 0 0 7	' 8 7 4	0 0 3	' 3 7 4 0 0 3	' 0 5 5 0 0 1	' 3
7	' 2 8 3 0 0 4	' 2 4 3 0 0 3	' 5 6 3 0 0 3	' 0 1 4	0 0 6	' 8 0 4 0 0 1	' 3 9 4 0 0 0	' 7
3	' 8 3 3 0 0 4	' 9 9 2 0 0 6	' 6 1 3 0 0 6	' 5 5 3	0 0 8	' 6 5 3 0 0 4	' 7 4 4 0 0 0	' 2
2	' 6 1 3 0 0 9	' 7 7 2 0 0 3	' 2 9 2 0 0 3	' 8 2 3	0 0 9	' 0 3 3 0 0 5	' 4 2 4 0 0 6	' 9
0	' 4 9 2 0 0 4	' 6 5 2 0 0 9	' 7 6 2 0 0 9	' 0 0 3	0 0 0	' 5 0 3 0 0 6	' 1 0 4 0 0 1	' 7
8	' 1 7 2 0 0 9	' 4 3 2 0 0 6	' 3 4 2 0 0 6	' 3 7 2	0 0 1	' 9 7 2 0 0 8	' 8 7 3 0 0 7	' 4

英国	ンスベウ タキズ	ナラウ イク	リイ アタ	ドア ラン	アメア ニル	
000	'009000	'026000	'068000	'037000	'086000	'086000
000	'067000	'006000	'038000	'066000	'066000	'056000
000	'607008	'365004	'397006	'316004	'516003	'416000
008	'776002	'345008	'077001	'985008	'095007	'195000
004	'536004	'215000	'737003	'255008	'355008	'755000
008	'465000	'164007	'086009	'094003	'294004	'105000
002	'494006	'904004	'426005	'924008	'034000	'544000
006	'324003	'853000	'865002	'863002	'963006	'883000
001	'763002	'713000	'325001	'913000	'023004	'343000
009	'833006	'692004	'005005	'492004	'592008	'023000
006	'013001	'672009	'774000	'072008	'072003	'892000
004	'282005	'552004	'554005	'542002	'642007	'572000

シギ ヤリ	ロキ スプ	ニケ北 アドマ	タフカ ンスザ	ンオ ダラ	リスオ アト	アトエ ニス
'006000	'026000	'055000	'086000	'027000	'018000	'026
'085000	'006000	'035000	'066000	'096000	'037000	'006
'245000	'955003	'594006	'226009	'746008	'776003	'955
'125006	'635007	'674003	'106000	'226006	'056009	'635
'884001	'305008	'844004	'965001	'385000	'016003	'305
'434002	'744004	'204001	'615003	'815002	'245004	'744
'973003	'193000	'653008	'264005	'354004	'474005	'193
'523004	'533006	'903006	'904007	'883007	'604006	'533
'282007	'092004	'272000	'763009	'633004	'253008	'092
'062003	'862008	'352007	'543000	'113003	'523004	'862
'832000	'642003	'532004	'423001	'582002	'892001	'642
'712006	'322007	'612001	'303002	'952001	'172007	'322

スス イ	ア ジ ジョ	ノマサ リン	ボコ ソ	アアク チロ	ギキ スル	
000	'099000	'036000	'086000	'095000	'026000	'036000
000	'069000	'016000	'066000	'075000	'095000	'016000
001	'298009	'475006	'316006	'535006	'455009	'875008
004	'658009	'355001	'985005	'615004	'235005	'955000
009	'208004	'225003	'255009	'784002	'994004	'035005
007	'317009	'964009	'094002	'044007	'344009	'184002
005	'426004	'714005	'924005	'293002	'883004	'334009
003	'535009	'463002	'863008	'443008	'233009	'483007
009	'364009	'223001	'913006	'603004	'882001	'643002
002	'824009	'103005	'492005	'782002	'662007	'623005
005	'293009	'082000	'072004	'862000	'442003	'703008
009	'653000	'062005	'542004	'942009	'122009	'782001

コチ エ	タキタ ンスジ	ビセ アル	アベス ニロ	アバス キロ	イス ンペ	デ エ ン ウ
'047000	'037000	'056000	'016000	'066000	'066000	'017
'017000	'017000	'026000	'095000	'036000	'046000	'096
'166005	'086004	'485000	'255004	'295001	'695003	'936
'536000	'166008	'165009	'925007	'865003	'275007	'316
'595009	'136009	'725008	'694001	'335005	'635003	'575
'925004	'385005	'174006	'144009	'374009	'674004	'115
'364009	'435001	'514004	'683007	'414003	'714005	'744
'793004	'684006	'853002	'133004	'553007	'753006	'383
'443005	'744005	'313000	'782000	'803000	'013004	'233
'713001	'824009	'092000	'562003	'482001	'682008	'603
'192007	'804003	'862009	'242006	'062003	'262003	'182
'462003	'983008	'542008	'022000	'732005	'832007	'552

	ガ ハ リ ン	カ バ ン チ	ウ ノ エ ル	タ ニ ク ト ン ス メ ル	ツ ド イ	ク マ デ ン
0	'0850000	'0860000	'0970000	'031'10000	'0080000	'0180000
0	'0650000	'0660000	'0770000	'001'10000	'0760000	'0870000
4	'3250006	'3160006	'3170003	'330'10008	'5260005	'8270009
4	'2050001	'9850001	'586	007'8990007	'0060004	'9960004
0	'1740003	'2550003	'246	009'6490002	'3650007	'5560007
7	'8140009	'0940009	'075	006'0680006	'0050008	'2850005
4	'6630005	'9240005	'994	003'4770000	'8340000	'0150003
0	'4130002	'8630002	'824	000'8860005	'5730001	'7340001
2	'2720001	'9130001	'173	009'8160004	'5230008	'8730002
2	'1520005	'4920005	'243	004'4850004	'0030007	'9430007
3	'0320000	'0720000	'413	008'9450003	'5720005	'0230002
4	'9020005	'5420005	'582	003'5150003	'0520004	'1920008

ニ ボ ス	ド ラ ボ ン	ギ バ ル	シ ル ベ ラ	ア ガ ブ リ ル	ン フ ス ラ	ン フ ド ラ イ
65000	'0850000	'0070000	'0070000	'0160000	'0870000	'0670000
45000	'0650000	'0860000	'0860000	'0950000	'0660000	'0370000
05003	'6250000	'2360005	'7360006	'2550004	'5160001	'2860000
84002	'5050007	'6060006	'5160005	'0350008	'0950008	'4560000
54006	'3740008	'8650008	'2850004	'7940008	'3550009	'3160000
14000	'1240006	'5050000	'8250001	'2440003	'2940007	'5450000
63004	'8630004	'2440003	'3740008	'6830008	'0340005	'7740000
13008	'5130002	'9730005	'8140006	'1330002	'9630003	'9040000
72007	'3720006	'8230007	'4730004	'7820000	'0230007	'4530000
52006	'2520004	'3030008	'2530003	'5620004	'5920004	'7230000
32006	'1320001	'8720009	'0330002	'3420008	'0720001	'0030000
12005	'0120008	'2520000	'9030001	'1220002	'6420009	'2720000

	ビ ラ ア ト	グ テ モ ロ ネ ン	ド モ バ ル	コ モ ナ	タ マ ル	ル ト ボ ナ ガ ル	ゴ ツ ヘ ア ビ エ ル
0	'0960000	'0560000	'0960000	'0860000	'0860000	'0360000	'0
0	'0660000	'0260000	'0760000	'0660000	'0660000	'0060000	'0
3	'7160004	'4850001	'5260004	'5160006	'3160004	'3650008	'7
6	'2950008	'1650001	'2060008	'0950001	'9850008	'0450005	'8
5	'5550009	'7250006	'7650008	'3550003	'2550000	'7050006	'9
8	'3940005	'1740001	'0150003	'2940009	'0940007	'0540004	'1
1	'2340001	'5140006	'2540008	'0340005	'9240004	'4930002	'3
4	'0730006	'8530001	'5930002	'9630002	'8630000	'8330000	'5
0	'1230005	'3130001	'9430000	'0230001	'9130000	'3920004	'6
3	'6920009	'0920001	'6230004	'5920005	'4920004	'0720002	'7
6	'1720003	'8620001	'3030008	'0720000	'0720009	'7420009	'7
9	'6420008	'5420001	'0820002	'6420005	'5420004	'5220006	'8

東 中 ス ガ ア タ ニ フ	ア ロ シ	ク ブ セ ル ン ク	ア マ ル ニ	ン タ シ テ リ イ ユ ン ヒ	ア ア リ ニ ト	
000	'058	'10000	'0070000	'0260000	'0990000	'0660000
000	'038	'0480000	'0760000	'0060000	'0690000	'0460000
008	'397	'6870001	'6260005	'6550001	'2980006	'3950000
000	'277	'7570001	'1060002	'4350004	'6580009	'9650000
004	'937	'3170005	'3650009	'0050009	'2080003	'4350000
000	'586	'9360009	'0050002	'5440007	'3170009	'4740000
006	'036	'5650003	'8340006	'9830005	'4260005	'5140000
003	'675	'2940007	'5730009	'3330003	'5350002	'6530000
008	'235	'3340006	'5230004	'9820009	'3640007	'8030000
000	'115	'3040005	'0030001	'7620002	'8240009	'4820000
003	'984	'4730005	'5720009	'4420005	'2930002	'1620000
005	'764	'4430005	'0520006	'2220009	'6530005	'7320000

カ ル タ	オ ン マ	イ ラ	ク ラ	ル ラ イ エ ス	メ ン エ	連 邦 長 官 首 ラ	
47000	'047000	'067000	'038000	'079000	'070	'1000	'097
27000	'017000	'037000	'018000	'078000	'040	'1000	'067
76000	'566005	'796009	'577008	'518	001	'089008	'607
46002	'936004	'676008	'457009	'387	001	'059005	'876
06005	'006008	'446003	'327002	'637	001	'509001	'636
45000	'635000	'295007	'076006	'656	001	'038004	'565
74005	'174003	'935001	'816000	'775	001	'557007	'494
14000	'704005	'684005	'565005	'794	001	'086001	'424
53004	'553003	'444005	'325008	'334	001	'026005	'763
33006	'923002	'324004	'205000	'204	001	'095002	'933
03008	'303001	'204004	'184001	'073	001	'065000	'113
82000	'872000	'183004	'064003	'833	001	'035007	'282

ダ ヨ ン ル	ン レ バ 	コ ト ル	ア シ リ	ア ラ ジ サ ビ ア ウ	ト エ ク ウ	
0'007000	'027000	'036000	'097000	'039000	'067000	'0
0'086000	'096000	'016000	'077000	'009000	'037000	'0
1'736003	'746003	'375008	'327000	'848008	'486006	'0
6'316002	'226005	'155004	'896001	'028004	'956006	'4
4'875005	'485009	'815004	'066002	'877003	'126006	'5
7'915008	'125006	'464000	'795004	'807008	'755005	'0
0'164001	'954003	'014006	'335006	'836003	'494004	'5
3'204004	'693000	'653003	'074008	'865009	'034004	'0
3'553002	'643005	'213006	'914000	'315001	'083003	'8
8'133001	'123008	'092002	'493000	'584007	'453003	'2
3'803000	'692000	'962009	'863001	'754003	'923003	'6
9'482009	'072003	'742005	'343002	'924009	'303003	'0

イ ワ エ ニ テ ス	ブ エ ト ジ	ン ウ ダ ガ	ゴ ア ラ ン	カ リ フ ア リ ジ ア ア エ ル	ノ レ ン バ		
000	'056000	'096000	'087000	'099000	'057	000	'04900
000	'036000	'036000	'067000	'069000	'027	000	'01900
000	'885004	'195005	'917008	'409000	'086	001	'35800
005	'665001	'075007	'696002	'678004	'656	006	'22800
002	'435002	'835006	'266003	'338000	'126	008	'67700
004	'084001	'584006	'506008	'167000	'265	005	'00700
006	'624000	'234007	'845003	'096000	'305	002	'42600
008	'273008	'873007	'194009	'816000	'444	009	'74500
008	'923003	'633001	'644007	'165008	'693	008	'68400
002	'803001	'513004	'324001	'335002	'373	003	'65400
007	'682008	'392006	'004005	'405006	'943	008	'52400
002	'562006	'272008	'773009	'574000	'623	003	'59300

ビ ガ ア ン	ン ル カ メ	ン ガ ボ	ル ボ カ デ ベ 	ナ ガ 	ア ト エ リ リ	ア オ エ ピ チ
'098000	'098000	'079000	'098000	'077000	'069000	'028
'078000	'068000	'049000	'078000	'057000	'049000	'008
'028000	'618001	'388008	'028006	'907005	'788003	'957
'497000	'197008	'358007	'497000	'886002	'168005	'637
'557004	'357008	'908007	'557007	'556008	'128003	'207
'096008	'096005	'637006	'096007	'106000	'657004	'546
'526002	'826002	'366005	'526007	'745003	'096005	'885
'065006	'565009	'985005	'065008	'394005	'426006	'135
'805005	'515002	'135004	'805006	'054009	'175000	'684
'284005	'094009	'105004	'284000	'924006	'545002	'364
'654004	'564006	'274003	'654004	'704003	'915005	'044
'034004	'044003	'344003	'034009	'583000	'394007	'714

和国	ゴ共	コ	ロ	コ	ポ	ト	コ	ア	ケ	サ	ア	ギ	ア	ギ		
	ン	モ	モ	ル	ル	ワ	ジ	ニ	ニ	ウ	ビ	ニ	ニ	ニ		
0	'010	'100	000	'018	000	000	'029	000	'097	000	'098	000	'080	'100	000	
0	'089	000	000	'097	000	000	'098	000	'077	000	'078	000	'050	'100	000	
6	'139	000	08	'947	000	4	'748	000	'427	000	8	'028	005	'199	000	8
6	'309	000	4	'727	000	1	'128	000	'007	000	7	'497	000	'169	000	7
5	'168	000	8	'396	000	6	'187	000	'366	000	7	'557	004	'519	000	7
3	'197	000	8	'736	000	9	'517	000	'106	000	6	'096	002	'938	000	6
1	'127	000	8	'185	000	2	'056	000	'045	000	5	'526	001	'367	000	5
0	'156	000	9	'525	000	4	'485	000	'874	000	5	'065	009	'686	000	5
8	'495	000	1	'184	000	8	'135	000	'924	000	4	'805	000	'626	000	4
8	'665	000	7	'854	000	5	'505	000	'504	000	4	'284	005	'595	000	4
7	'835	000	3	'634	000	2	'974	000	'083	000	3	'654	001	'565	000	3
7	'015	000	9	'314	000	0	'354	000	'653	000	3	'034	006	'435	000	3

エ	バ	ジ	チ	ジ	オ	ラ	シ	ビ	ザ	ペン	プ	メ	ト	サ	和	主	ゴ	コ	
															国	民	共	ン	
000	'048	000	000	'099	000	000	'077	000	'096	000	'079	000	'079	000	'010	'100	000	'100	000
000	'028	000	000	'069	000	000	'057	000	'076	000	'049	000	'049	000	'089	000	000	'089	000
004	'977	000	4	'509	000	6	'907	000	'036	000	1	'388	006	'139	000	006	'139	000	000
006	'657	000	8	'678	000	000	'886	000	'906	000	8	'358	006	'309	000	006	'309	000	000
004	'227	000	8	'338	000	7	'556	000	'875	000	8	'908	005	'168	000	005	'168	000	000
005	'566	000	3	'267	000	7	'106	000	'625	000	5	'637	003	'197	000	003	'197	000	000
006	'806	000	8	'096	000	7	'745	000	'474	000	2	'366	001	'127	000	001	'127	000	000
006	'155	000	2	'916	000	8	'394	000	'224	000	9	'985	000	'156	000	000	'156	000	000
001	'605	000	0	'265	000	6	'054	000	'083	000	2	'135	008	'495	000	008	'495	000	000
003	'384	000	4	'335	000	000	'924	000	'953	000	9	'105	008	'665	000	008	'665	000	000
005	'064	000	8	'405	000	4	'704	000	'933	000	6	'274	007	'835	000	007	'835	000	000
008	'734	000	2	'674	000	9	'583	000	'813	000	3	'344	007	'015	000	007	'015	000	000

ド	チ	ア	ザ	タ	リ	ソ	ガ	セ	ア	ギ	赤	ル	シ	セ	ダ
'098	000	'087	000	000	'097	000	'098	000	'079	000	'079	000	'057	000	'089
'068	000	'057	000	000	'077	000	'078	000	'049	000	'049	000	'027	000	'059
'618	000	'317	000	9	'427	000	8	'028	000	1	'388	009	'576	000	'109
'197	000	'196	000	3	'007	000	7	'497	000	8	'358	008	'056	000	'478
'357	000	'756	000	4	'366	000	7	'557	000	8	'908	003	'316	000	'438
'096	000	'006	000	9	'106	000	6	'096	000	5	'637	007	'055	000	'767
'826	000	'445	000	4	'045	000	5	'526	000	2	'366	001	'884	000	'007
'565	000	'884	000	9	'874	000	5	'065	000	9	'985	005	'524	000	'336
'515	000	'344	000	7	'924	000	4	'805	000	2	'135	005	'573	000	'975
'094	000	'024	000	1	'504	000	4	'284	000	9	'105	004	'053	000	'255
'564	000	'793	000	5	'083	000	3	'654	000	6	'274	004	'523	000	'525
'044	000	'573	000	000	'653	000	3	'034	000	3	'344	004	'003	000	'894

ル	エ	ニ	ビ	ナ	リ	ジ	ナ	ゴ	ア	ニ	チ	リ	ア	中		
0	'029	000	'007	000	000	'020	'100	000	'029	000	'075	000	'098	000	000	
0	'098	000	'086	000	000	'099	000	000	'098	000	'055	000	'068	000	000	
4	'748	000	'936	000	6	'249	000	4	'748	000	8	'615	000	'618	000	000
1	'128	000	'716	000	1	'419	000	1	'128	000	9	'894	000	'197	000	000
6	'187	000	'485	000	4	'178	000	6	'187	000	1	'274	000	'357	000	004
9	'517	000	'925	000	1	'008	000	9	'517	000	4	'724	000	'096	000	008
2	'056	000	'474	000	8	'827	000	2	'056	000	7	'283	000	'826	000	002
4	'485	000	'914	000	6	'756	000	4	'485	000	1	'833	000	'565	000	006
8	'135	000	'573	000	6	'006	000	8	'135	000	3	'203	000	'515	000	005
5	'505	000	'353	000	1	'275	000	5	'505	000	4	'482	000	'094	000	005
2	'974	000	'133	000	6	'345	000	2	'974	000	6	'662	000	'564	000	004
0	'354	000	'903	000	1	'515	000	000	'354	000	7	'842	000	'044	000	004

マリ	ウマ イラ	カガマ ルスダ	ワボ ナツ	ンベ ナ	ンブ ジル	ソフキブ アナル
29000	'087000	'018000	'027000	'018000	'067000	'039000
09000	'057000	'097000	'096000	'097000	'047000	'019000
58001	'717008	'947006	'556004	'057000	'796001	'368000
28000	'696004	'727008	'336000	'827001	'576008	'738000
97004	'466008	'396001	'106003	'496003	'246008	'997000
27007	'116008	'736005	'645003	'836006	'785005	'637000
66000	'955008	'185009	'194003	'285009	'235002	'376000
06003	'605009	'525004	'734002	'625002	'874009	'906000
55001	'464001	'184007	'393004	'184004	'434002	'955000
25000	'344007	'854009	'173000	'954006	'214009	'335000
05009	'124003	'634001	'053006	'634007	'093006	'805000
74009	'004009	'314003	'823002	'414008	'863003	'384000

ツモ コロ	ンモノ クビザ	ニリモノ アタ	ヤリモノ スシ	ン南 ダス	和カフ南 国共リア
'046000	'008000	'039000	'007000	'050	'1000
'016000	'087000	'019000	'076000	'020	'1000
'375006	'147008	'268008	'536	009	'969000
'155006	'917004	'738009	'316	003	'049005
'815005	'686005	'997002	'185	009	'598002
'364003	'136002	'637006	'625	009	'128004
'704001	'675009	'276000	'274	009	'747006
'253000	'125007	'906005	'714	009	'376008
'803008	'674000	'955008	'373	007	'416008
'582008	'454007	'335000	'253	001	'585002
'362007	'234004	'805001	'033	005	'555007
'142007	'014001	'384003	'803	000	'625002

アジア タカルコ	地域 所在地	二 地所	総領事館 号別	トレ ソ	ンル ダワ	リリ アベ	アリ ビ
000076円	事領総			000	'056000	'067000	'077000
006056円	号1			000	'036000	'047000	'057000
008616円	号2			000	'885000	'796006	'907008
005065円	号3			005	'665001	'576000	'886000
002405円	号4			002	'435003	'246007	'556008
009744円	号5			004	'084006	'785007	'106008
008204円	号6			006	'624009	'235007	'745008
003083円	号7			008	'273002	'874008	'394009
008753円	号8			008	'923004	'434006	'054003
003533円	号9			002	'803006	'214000	'924005
				007	'682007	'093004	'704007
				002	'562008	'863009	'583009

州済	イマンエチ	ンダメル	サパンデ	ヤバラス	イバンムル	ルガンベ	イナンエチ
00660000	06500000	02500000	00500000	06500000	02700000	08600000	096
70160088	350039	050068	840036	250080	860033	660051	76
52750015	050011	1840059	540066	940025	460078	260046	36
98050009	440024	340001	140017	440075	850011	175009	75
35440092	930037	830052	630067	930026	250053	150049	15
71830086	330040	430004	130028	430086	640085	540090	64
80330091	920082	030025	720068	030029	140079	040014	14
35030049	620004	820085	520088	820045	930076	830070	93
99720007	420035	620046	320009	620061	730063	630037	63
54520054	220056	420007	120029	420097	430060	430004	43

港香	島青	陽瀋	慶重	海上	州広	山釜
000009000004600000760000066000000800000370000016000						
003938000902600008260007816000934700047760000275000						
008687000128500000950003185000479600015360003635000						
004996000471500076250009815000991600054650007674000						
000216000725400043640005654000424500093940001714000						
006425000188300000040002493000946400043240005753000						
006454000363300049430003443000920400096630009903000						
006914000401300004230003913000917300078330000682000						
007483000648200078920004492000904300050130002262000						
007943000785200043720005962000001300032820004832000						

州洋大	ス パ	ニドシ	ンナベ	ンミチ ホ	ンナダ	オバダ	ブセ	チラカ
00750000016000002500000950000005000000500000050000096								
12550000465000330500008450004284000078400007840004556								
67150008825000817400005150009354000185400018540005826								
10640000074000491400000640003604000890400089040007385								
62040003114000076300005040007853000516300051630009835								
15430005253000641300000530001113000331300033130001494								
19920005503000627200006030001372000647200064720002854								
16720000282000615200004820000452000355200035520003044								
13520005852000703200002620000532000063200006320003224								
10320000532000790200000420000612000761200076120004404								

米北	ゴカシ	ルトアシ	コスシ	ンラフ	ンサ	タンラト	ア	ドンラク オ	ンルボル	メ	ンベス	リブ
000097000005700000180000067000001600000260000006000												
00663700046960006257000440700088850003575000155500												
0050960008256000650700040660002550003935000402500												
00831600030850002726000078500070940004974000626400												
00173500087050008845000631500049240005914000840400												
0040640002534000407400030440008630006953000074300												
00099300027730007704000618300009130006113000700300												
00386300028430003673000225300044920006782000677200												
00673300029130000543000922300099620007362000445200												
00960300020920006313000539200045420007932000313200												

ルルノホ	ントス	ポントス ユヒ	ヤニツ	ガハク ヨ ユニル	ビュシ	ツナ	バンデ	トイロ	トデ
00570000008000005700000760000029000005700000070000027									
07960007837000469600054460008097000299600009760007666									
43560006296000825600024060004147000555600056360001526									
80850006516000308500017350000956000728500085650006555									
2805000783500087050000740006675000990500015940002684									
65340007164000253400082040003494000073400044240007614									
57730001004000277300019430004824000887300087630001163									
58430004963000284300032230004593000694300059330004333									
49130006833000291300045920005263000502300021130006503									
40920008703000209200068620005923000419200092820008772									

0 0 7 5, 6 2 円	号 1 0 1	0 0 7 ' 2 5 4 円	号 4 8	0 0
0 0 7 4, 5 2 円	号 2 0 1	0 0 7 ' 1 4 4 円	号 5 8	0 0
0 0 7 3, 4 2 円	号 3 0 1	0 0 7 ' 0 3 4 円	号 6 8	0 0
0 0 7 2, 3 2 円	号 4 0 1	0 0 7 ' 9 1 4 円	号 7 8	0 0
0 0 7 1, 2 2 円	号 5 0 1	0 0 7 ' 8 0 4 円	号 8 8	0 0
0 0 7 0, 1 2 円	号 6 0 1	0 0 7 ' 7 9 3 円	号 9 8	0 0
0 0 7 9, 9 1 円	号 7 0 1	0 0 7 ' 6 8 3 円	号 0 9	0 0
0 0 7 8, 8 1 円	号 8 0 1	0 0 7 ' 5 7 3 円	号 1 9	0 0
0 0 7 7, 7 1 円	号 9 0 1	0 0 7 ' 4 6 3 円	号 2 9	0 0
0 0 7 6, 6 1 円	号 0 1 1	0 0 7 ' 3 5 3 円	号 3 9	0 0
0 0 7 5, 5 1 円	号 1 1 1	0 0 7 ' 2 4 3 円	号 4 9	0 0
0 0 7 4, 4 1 円	号 2 1 1	0 0 7 ' 1 3 3 円	号 5 9	0 0
0 0 7 3, 3 1 円	号 3 1 1	0 0 7 ' 0 2 3 円	号 6 9	0 0
0 0 7 2, 2 1 円	号 4 1 1	0 0 7 ' 9 0 3 円	号 7 9	0 0
		0 0 7 ' 8 9 2 円	号 8 9	0 0
		0 0 7 ' 7 8 2 円	号 9 9	0 0
		0 0 7 ' 6 7 2 円	号 0 0 1	0 0